

報告事項 船橋市の主な事業内容について（令和元年度）

○地域防災計画の修正

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画とされています。

修正に当たっては、近年における防災対策を取り巻く環境の変化や、平成29・30年度船橋市地震アセスメント調査の結果を基に、現行の計画をより実践的、かつ効果的な計画に見直します。主な修正点は、新たな地震被害想定を公表したことに伴う修正、災害医療対策本部の体制変更に伴う修正、避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等となります。

○津波避難計画の改定

平成30年度11月に千葉県より「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく浸水想定区域（相模トラフ沿い地震等を想定地震とした最大クラスの津波）が公表されたことに伴い、平成27年に作成した津波避難計画の想定（南海トラフ巨大地震の被害想定）を変更するとともに、地域住民の安全を確保するために、避難対象地域・避難目標地点を新たに設定し、それに基づく避難計画に改定する。

○マンホールトイレの整備

災害発生時のトイレ不足や良好な衛生状態等を確保するため、避難所等へマンホールトイレを計画的に整備するものとし、令和元年度は5月に完成した市立小栗原小学校の10基に加えて、市立海神小学校に5基を整備する。

○防災行政無線の整備

防災行政無線デジタル化再整備事業として、子局44基の再整備工事、西部地区の電波伝搬強化のため再送信子局を整備する。

また、平成30年度から繰越した追加の国庫補助金を活用して実施する子局8基のデジタル化再整備を、並行して実施する。

○ヘリサインの整備

発災初動期におけるヘリコプターの機動力を活かした活動は、人命救助に直結するものであり、そのヘリコプターの支援としてヘリサインの設置を行う。

令和元年度は、市立小栗原小学校の屋上に整備を行う。

○津波避難誘導看板の設置

平成27年6月に作成した津波避難計画に基づき、「地図付看板」25基、「補助看板」75基を設置済みであるが、津波避難計画の改定に基づき既存の看板の盤面や設置個所の見直しを行う。